

令和元年 7 月 19 日

消費税改正への対応のお知らせ

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

認証部

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

消費税法の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日より消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられる予定です。

そこで、公益財団法人日本住宅・木材センター 認証部では以下のとおり対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 認定・認証・登録手数料に係る消費税の税率は次のとおりです。

	税率
認定・認証・登録日が令和元年 10 月 1 日以降となる申請に係る手数料	10%
認定・認証・登録日が令和元年 9 月 30 日以前となる申請に係る手数料	8%

- 既にご入金いただいております、認定・認証・登録日が令和元年 10 月 1 日以降となる案件につきましては、消費税の差額である手数料の 2%相当を、10 月 1 日以降に追加で請求させていただきます。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

—お問合せ先—

公益財団法人日本住宅・木材技術センター 認証部

電話番号：03-5653-7581